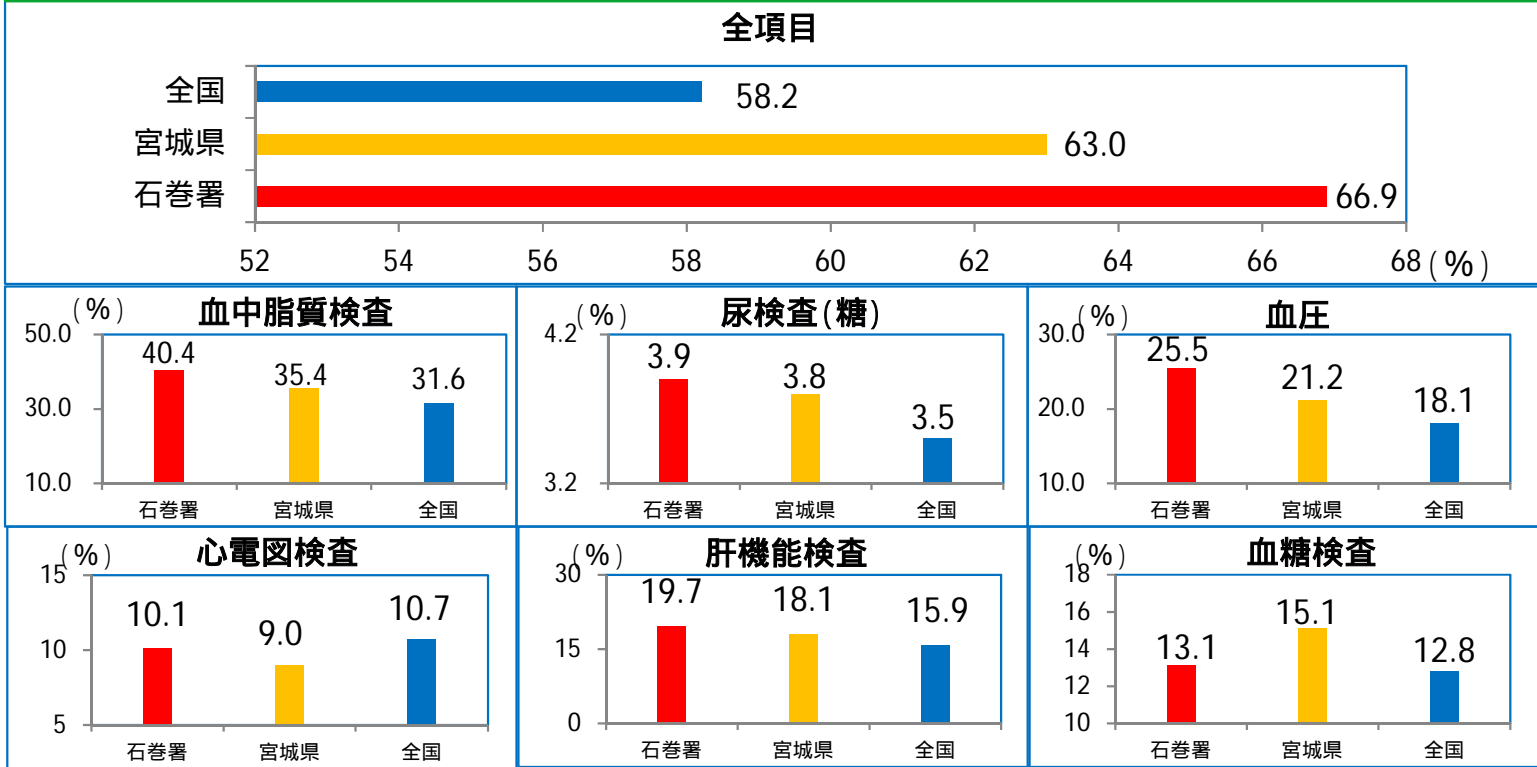


石巻署管内の定期健康診断有所見率について

石巻労働基準監督署

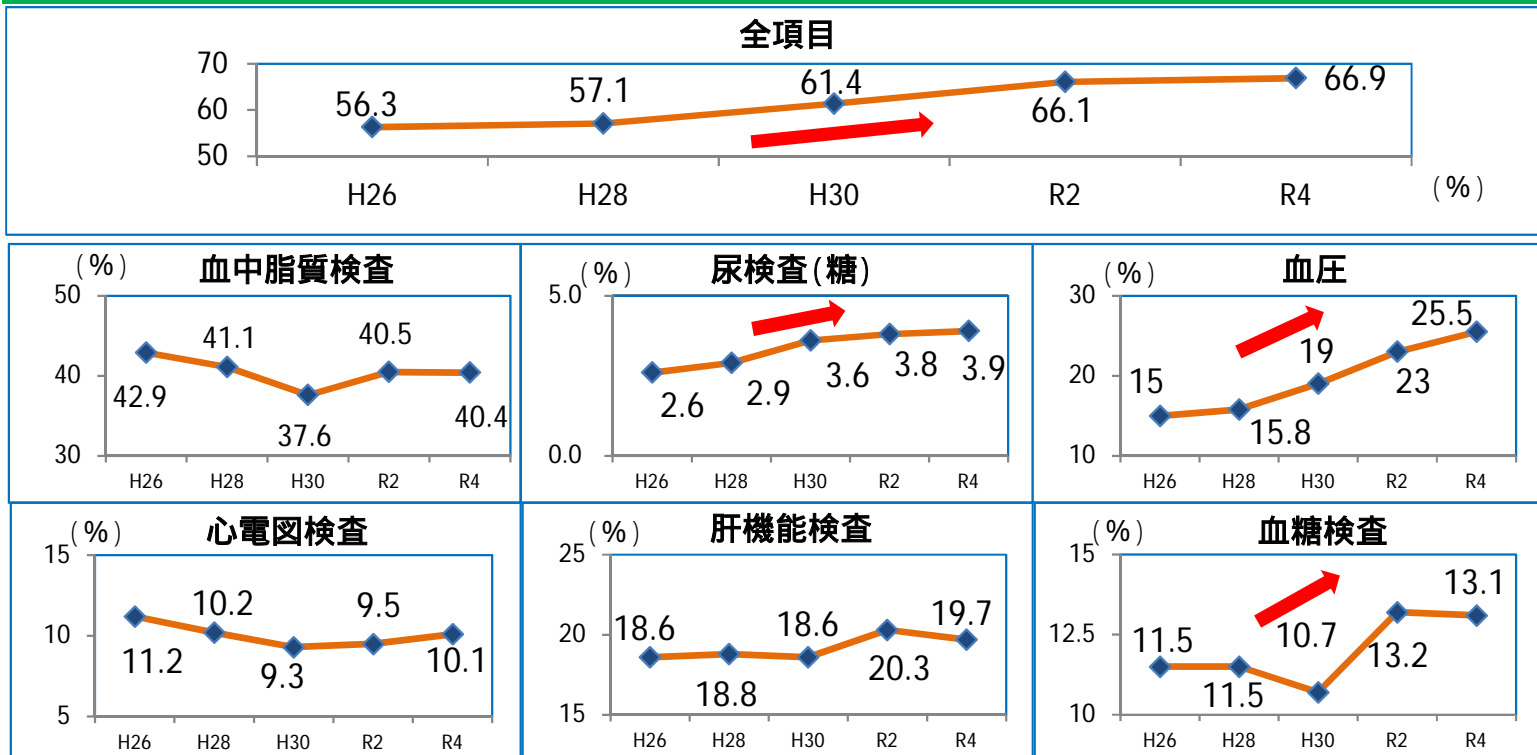
石巻署管内の令和4年の定期健康診断の有所見率は66.9%で、全国(58.2%)及び宮城県(63.0%)よりも高くなっています。項目別では、心電図検査を除く項目で全国より有所見率が高い状況となっています。定期的な健康診断の実施とその後の適切な措置により、労働者の健康確保に努めてください。

全国・宮城県及び石巻署管内の定期健康診断における有所見率(令和4年)



データは定期健康診断結果報告書を集計したものです。

石巻署管内の定期健康診断における有所見率(平成26年から令和4年)



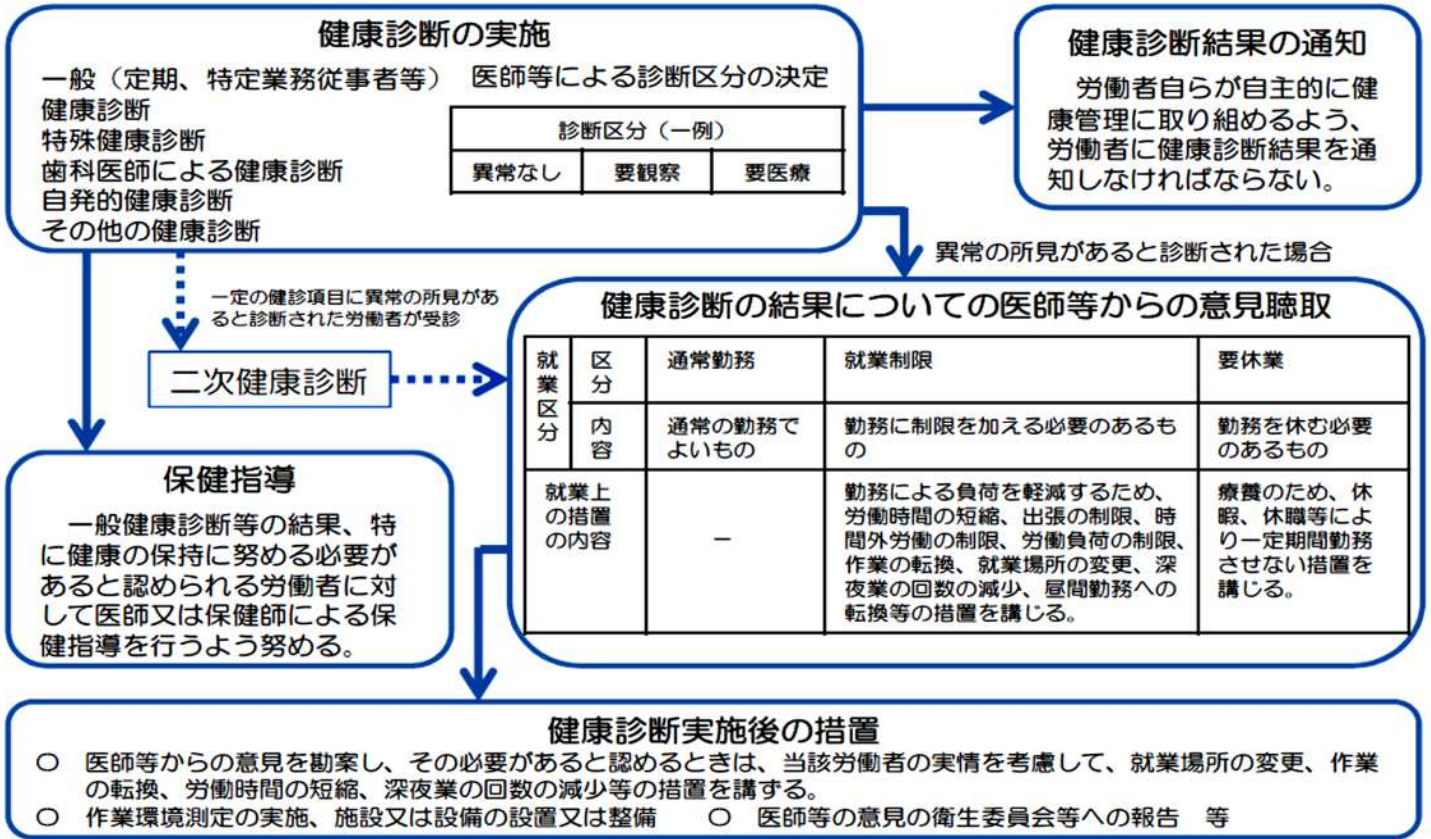
データは定期健康診断結果報告書を集計したものです。

健康診断の種類

労働安全衛生法では、主に以下の健康診断について規定されています。

- 一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断等）
- 歯科医師による健康診断
- 特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）
- 自発的健康診断（深夜業による）

健康診断の実施とその後の手順等



健康診断後の事後措置について

健康診断で異常の所見があると診断された労働者に対しては、医師の意見を聴取し、その意見を勘案し、必要な措置を講じることとされています。意見を聴取する医師については、労働者50人以上の事業場は産業医が適当です。労働者50人未満の産業医の選任義務がない事業場については、地域産業保健センターを活用してください。（健康診断後の流れは裏面をご覧ください。）

石巻地区地域産業保健センター（管轄地域：石巻市、東松島市、牡鹿郡）

電話番号 0225-23-3438 070-2199-1807

気仙沼地域産業保健センター（管轄地域：気仙沼市、本吉郡）

電話番号 0226-22-1540 070-2199-1809

労災保険の二次健康診断等給付をご活用ください

労災保険では、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目（**血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定**）に異常所見がある場合に、無料で精密検査や保健指導が受けられる二次健康診断等給付制度があります。脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

問い合わせ先 宮城労働局労働基準部労災補償課
電話番号 022-299-8843



リーフレットに関するお問い合わせは、石巻労働基準監督署安全衛生課（0225-85-3483）までお願いします。